

Fitness Industry Association NEWS

2026年（令和8年）3月16日

発行：一般社団法人 日本フィットネス産業協会
Tel.03-5207-6107 Fax.03-5207-6108
E-mail:info@fia.or.jp
https://fia.or.jp/



CONTENTS 目次

巻頭トピックス

**制度施行まで半年
「こまもろうマーク」の取得が
ジュニアスクール経営の新基準に！** 2

FCM検定コーナー

トピックス

■ **フィットネスクラブ・マネジメント技能検定**
■ **「(FCMテキスト)既に持っている」からこそ
Vol.4 が必要になる5つの理由** 7

Health&Fitness Association グローバルレポート

**インドのフィットネス市場、
2030年までに倍増へ** 10

ダイジェスト版

業界関連ニュースをイッキ読み 12

制度施行まで半年 「こまもろうマーク」の取得が ジュニアスクール経営の新基準に！

Disclosure and Barring Service (DBS)＝「開示および禁止サービス」は、
英国の「前歴開示・前歴者就業制限機構」を指す言葉。主に子どもや高齢者と関わる職務において、
求職者の犯罪歴（前科）を照会・確認し、不適切な人物の就業を制限するシステムである。
日本でもこれに倣い、性犯罪歴を確認して子どもの安全を守る「日本版DBS」の導入が進められている。
本対応が必須とされる学校・幼稚園等に加え、
任意に対応事業者認定を申請できる民間業態として学習塾やスポーツクラブも具体的に掲げられている。
今号では、こども家庭庁の資料より制度の概要・現場でのオペレーション、認定取得のメリットまで、
今取り組むべきアクションを整理してお伝えする。

子どもを対象とする事業における
性被害を防止する対策の一つとして「こども性暴力防止法」と関連制度、いわゆる日本版DBS（Disclosure and Barring Service）の制度が本年12月施行されます。

対応が必須とされる学校・幼稚園等
とならび、任意に対応事業者認定を申請できる民間業態として学習塾やスポーツクラブも具体的に掲げられています。

FIAでは1月16日、加盟会員向けに、
子ども家庭庁からの「こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもろうマーク）」制定・普及の広報をお送りして

います。

少子化が進むなか、子ども向けスクール運営において「安全・安心」はもはや付加価値ではなく、存続のための「必須条件」となりました。

スポーツクラブにおける性暴力防止対策は、ブランドを守るための究極のリスクマネジメントです。万が一の事態は、一企業の存続を危うくするだけでなく、フィットネス業界全体の信頼を損ないかねません。

この問題への対処は、質の高い運動プログラムを提供することと並び、コンプライアンスにおいても業界のリーダーシップを示す機会となるのではな

いでしょうか。

一方、認定事業者となることで施設やパンフレットに「こまもろう」マークを使用するなどのアピールも出来ませんが、社内制度整備や採用時手続きなどにそれなりの負担も生じます。

本稿では、こども家庭庁の資料より制度の概要・現場でのオペレーション、認定取得のメリットまで、今取り組むべきアクションを整理してお伝えします。

尚、FIAの対応方針は理事会において方向性が決まり次第お知らせいたします。

こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について

こども家庭庁
支援局 総務課
こども性暴力防止法施行準備室

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場で、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、2024年6月「こども性暴力防止法」が成立しました。

この法律で定められている取組は、2026年12月25日に施行されます。

※法律の正式名称は「学校教育者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。
※ニュースなどでは「日本版DSS」と呼ばれることもあります。

【参考】こども性暴力防止法の概要
(学校教育者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨
児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

制度対象
事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するかどうかの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業	対象業務
学校設置者等(第2条第2項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者 民間教育保育等事業者(第2条第3項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	学校設置者における教員等(第2条第4項) 教員、保育士等 民間教育保育等事業者における教育保育従事者(第2条第5項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置
1 日頃から講ずべき措置 ・ 虐待防止等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知(パンフレット・冊子) ・ 性暴力等のおそれのある児童等との対応等(第3条第1項) ・ 児童等が相談を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第3条第2項) ・ 研修(第3条第3項)	特定性犯罪前科等の情報管理 ・ 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置(第4条第1項) ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第4条第2項) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第4条第3項) ・ 犯罪事実確認記録に記載情報の漏えい等の報告(第4条第4項) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第4条第5項) ・ 情報の秘密保持義務(第4条第6項)
2 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第5条第1項) ・ 被害児童等の保護・支援(第5条第2項)	3 特定性犯罪前科等の再犯防止措置 ・ 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置(第4条第1項) ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第4条第2項) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第4条第3項) ・ 犯罪事実確認記録に記載情報の漏えい等の報告(第4条第4項) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第4条第5項) ・ 情報の秘密保持義務(第4条第6項)
4 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」があり、認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の関係で「おそれ」を講じなければならぬ) ・ 特定性犯罪前科等のある「おそれ」のある児童等との関係の下、防止措置を実施(詳細がガイドラインで示す)	防止措置

指導・監督
安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期：令和8年12月25日

制度の対象について

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、そこでこどもに接して働く人たちが「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が法律で定める性暴力防止の取組の義務がある

国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行う(認定は任意)

全ての事業者が法律で定める性暴力防止の取組の義務がある	国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行う(認定は任意)
- 学校 - 認可保育所 - 認定こども園 - 児童福祉施設 など	- 認可外保育所 - 放課後児童クラブ - 学習塾 - スポーツクラブ など

※対象となるには要件を満たす必要があります

制度の対象についてもう少し詳しく(1)

全ての事業者が法律で定める性暴力防止の取組の義務がある

- 学校(幼稚園、小中学校、高校等)
- 専修学校(高等課程)
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設(認可保育所、児童養護施設、障害児入所施設 等)
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業 など

国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行う(認定は任意)

- 専修学校(一般課程)・各種学校
- 民間教育事業(学習塾、スポーツクラブ等)
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業 など

※対象となるには要件を満たす必要があります

制度の対象についてもう少し詳しく(2)

民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「民間教育事業」を制度対象として設定しています。
- こどもに何かを教える事業であれば、事業内容は問いません。こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。(芸能事務所や子ども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと対面で接すること
 - ③ 場所要件：こどもの自宅以外(オフィス、カフェ等)で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること

「認定」について(1)

認定とは

- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準
 - ⇒ 認定には、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯罪情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制が必要です。
- 必要な手続
 - ⇒ 認定を受けるためには、オンラインでの申請が必要です。申請から認定までは約1～2か月かかる見込みです。

事業者	こども家庭庁	事業者
申請	手数料の支払い(3万円程度)	認定の表示(マーク)
	申請内容の審査(誤りの修正など)	犯罪事実確認など
	審査結果の通知	
	認定情報の公表	

※具体的な手続は、今後マニュアルを策定予定です。

「認定」について(2)

認定を受けると...

- 国が「認定」した事業者(学習塾、スポーツクラブなど)は、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、どの事業者が認定を受けているか確認できるようになります。
- また、「認定事業者マーク」を広告などに使えるようになり、性暴力防止の取組をしている事業者が一目で分かるようになります。

認定を受ける流れ

事業者が「認定事業者マーク」を広告などに活用できるようになります。

性暴力防止の取組をしている事業者を選べるようになります。

「認定」について（3）

「こどもをまろう みんなでまろう」というコンセプトの下、「こまろう」マークを作りました。

認定事業者マーク



「こまろう」こどもをしっかりと「見て守る」黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた「アンテナ」を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。

＜「こまろう」マークを付けられるものの例＞

- 制服
- パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- 名刺、電子メール
- 受付、玄関ホール、看板
- 求人広告

など

法定事業者マーク



「認定事業者」ではなく、法律で性暴力防止の取組を行う義務が定められている「法定事業者」は、こちらのマークを使うことができます。

「こまろう」マークで、性暴力防止の取組が行われていることが一目でわかるね！

認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。

日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：面談やアンケート）。
- こどもたちが性暴力について相談しやすい仕組みを整える。
- こどもと接する仕事に就く人（先生など）は性暴力を防ぐための研修を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切に、心を傷つけないように調査（聴き取りなど）を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように保護・支援を行う。

性犯罪を繰り返さないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就かせない（防止措置）。

「性暴力」「不適切な行為」とは？

性暴力とは

- 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「**不適切な行為**」についても、皆で注意し、防止していくことが必要です。

「性暴力」の例

- 不同意性交
- 性的部位への接触
- わいせつな言動
- 児童買春
- 児童ポルノ撮影・所持
- のぞき、盗撮

など

「不適切な行為」の例

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私物スマートフォンでこどもの写真を撮影する
- 休日にこどもと二人きりで会う
- 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う
- 特定のこどもばかり、理由なく担当しようとする

など

→ 過度な委縮につながらないよう、現場の従事者とコミュニケーションを図り、日々の振り返りなどを通じて、「**不適切な行為**」の共通認識を形成することが重要。

犯罪事実確認について

犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1）拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの
 が確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※成人に対する性犯罪を含む。
 - 不同意わいせつ
 - 児童買春
 - 児童ポルノ所持
 - 痴漢
 - 盗撮
 - 未成年淫行
 など

犯罪事実確認の手続について

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科照会
- ⑥ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑦ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ 訂正請求期間中に従事者本人が訂正請求すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- ⑦ 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



※ 犯歴のある「なし」に関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

犯罪事実確認の対象従事者について

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象となります。

一律対象となる

- 学校の先生
- 保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する

- 事務職員
- 送迎バスの運転手

など

※ 研修受講の対象も同じです。

犯罪事実確認の期限について

犯罪事実確認の期限

- 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞

 - 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
 - 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。
- 義務事業の現職者：法施行から3年以内
- 認定事業の現職者：認定から1年以内
- 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度

採用に当たっての留意点について

事業者が採用に当たって行うべきこと

- 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消などの対応（防止措置）をとる必要があります。
- ただし、内定取消が有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。（事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。）

採用段階ごとに必要な作業のイメージ

募集	選考	内定	犯罪事実確認・防止措置
募集要項の採用条件に性犯罪歴がないこと等を明記しておく	誓約書・履歴書等で性犯罪歴がないことを明示的に確認する	内定通知書等に「重要な経歴の詐称」を内定取消事由として明記しておく	犯罪事実確認を実施 性犯罪歴がある場合、おそれがあるとの判断の下、防止措置（内定取消し等）

※ 雇用契約の締結以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解雇事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

性犯罪歴に関する情報の適正な管理について

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- ・ 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- ・ 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- ・ **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定する。**
- ・ **新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- ・ 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合にに取り組むこと

- ・ 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

▲ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯罪歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

今後の法施行までのスケジュールについて

令和8(2026)

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ガイドライン策定			マニュアル・研修教材公表（予定）			マニアル・研修教材の作成			周知・広報			法施行（12月25日）
国における対応（関係府省で協力して実施） ・ 全国説明会の開催 ・ 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知 ・ ポスター・リーフレット等の作成・周知 ・ 周知・啓発イベントの開催 等												
システム開発												
＜事業者における準備事項＞ ・ 制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など） ・ 対象従事者の範囲の検討・確定 ・ 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ・ 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、職務規律への位置付け 等												
犯罪事実確認防止措置 ・ 職務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）												
安全確保措置等 ・ 環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等） ・ 認定申請の準備 等												

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ **安全確保措置** …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ **犯罪事実確認** …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ **防止措置** …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ **情報管理措置** …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、**配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、**

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
- ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**

等の対応を、**制度開始前のいまから**事前に行っておくことが重要です。

令和7(2025)年度 令和8(2026)年度

年内～年明け 12月

ガイドライン策定 アカウント登録開始(予定) 法施行

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。

従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。

施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。

※1 令和8(2026)年12月25日以降
 ※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
 ※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索

2025年12月作成

認定を受けるための 「4つの必須要件」解説

(出典:行政書士会広報)

こども家庭庁指針案では、以下の①～④をすべて満たす事業が対象とされています。

①期間要件：標準的な修業期間が「6か月以上」であること

単発のイベントは対象外です。

「6か月以上」の期間にわたって事業が実施され、同じ子どもが複数回参加できる仕組みである必要があります。

○ 対象になる例：

- ★毎週通う学習塾やスポーツクラブ。
- ★年4回（春・夏・秋・冬）開催されるキャンプで、継続的なプログラムとなっているもの。

× 対象にならない例：

- ★夏休みに1回だけ開催される単発のサイエンスショー。
- ★全3回の短期集中講座（期間が1か月程度で終わるもの）。

②対面要件：子どもに対して「対面」で指導すること

日本版DBSは、子どもと大人が「密室」や「物理的な接触」が生じる場で

の性暴力を防ぐことを主眼としています。そのため、物理的な接触の恐れがないオンライン指導は対象外となります。

○ 対象になる例：

- ★教室に通う形式の英会話スクール。

× 対象にならない例：

- ★ZoomやSkypeのみで完結するオンライン家庭教師。

③場所要件：事業者が「用意した場所」で行うこと

指導場所が、事業者の管理下にあるかどうかが問われます。

ここでの重要ポイントは、「子どもの自宅（家庭教師等）」は原則対象外となる点です。

自宅は保護者の管理下にある空間とみなされるためです。

○ 対象になる例：

- ★自社ビルやテナントの教室。
- ★公民館の会議室やレンタルスタジオ（事業者が借りて開催する場合）。

× 対象にならない例：

- ★生徒の自宅を訪問するピアノレッスンや家庭教師。

（※ただし、家庭教師事業者がシェアオフィスや教室を用意してそこで教える場合は対象になり得ます）

④人数要件：指導者が「3人以上」であること（予定）

個人事業主等では注意点となる可能性があります。

法律では「政令で定める人数以上」とされており、現時点の政府案では「3人以上」となる見込みです。

○ 対象になる例：

- ★塾長1名と、アルバイト講師2名が在籍している学習塾。
- （※雇用形態は問わず、ボランティアや派遣も含めて実態で判断される予定です）

× 対象にならない例：

- ★経営者が1人で教えている個人のピアノ教室。

F C M 検 定 コ ー ナ ー

FCMの詳細、
お試し問題等は
コチラ!



トピックス

フィットネスクラブ・マネジメント技能検定

1級実技試験実施!

FCM過去問

★2月22日(日)に東京と大阪で、FCM最上級の1級実技試験が実施されました。
受検者は20名でした。

試験内容は、口述問題2問及び事前提出論文に関する面接試験
受検者1名に対して、面接官3名が面接し、採点します。
口述試験問題は、QRコードから確認できます。

<https://fcm-test.jp/past-test/>



**毎日の仕事がラクになる。
それがFCM3級。**
自分の仕事に直接役立つ
(タイパ向上)と自信に直結

現場での対応力と顧客満足
速わないクレーム対応の4ステップ

1. 聞く
2. 共感
3. 確認
4. 解決

「聞く・共感・確認・解決」のフローで、熱心若い対応と信頼獲得を実現します。

接客力向上で会員満足度アップ
顧客心理とホスピタリティを理解することで、お客様との会話に自信がつけます。

顧客管理による過会防止
利用頻度やニーズを把握し、データに基づいた対応で会員継続率を高めます。

円滑な店舗運営とチーム連携
店舗品質を高めるPDCAサイクル

計画 → スタッフ → プログラム → 満足
施設・スタッフ・プログラム・満足の4要素を管理し、クラブの価値を向上させます。

チームを支える「報・連・相」
トラブルやクレームを迅速に共有し、ミス防止とスムーズな連携を可能にします。

結論：仕事のタイパを上げる4つの力

- 顧客対応力
- 店舗運営の理解
- クレーム対応力
- チームワーク

FCM2級
マネージャー向けの幅広い知識が得られる
現場業務に精通したリーダーが次に求めるべきは、
データと組織力で「辞めないクラブ」をつくるマネジメントスキルです。

- 顧客を離さない「仕組み」の構築**
データ分析で退会の予測を捉え、利用頻度や目的を分析し、退会前に適切なフォローを行う
継続
- クレームを組織の改善力に変える**
個人の問題とせず、原因分析から再発防止まで含めて解決する
発生 → 分析 → 対応 → 再発防止
- PDCAで磨くサービス品質**
施設・スタッフ・プログラム・サービスの4要素を継続的改善
品質管理の4要素
顧客満足 → 得られる利益 → 支払うコスト
会員継続の鍵 → 顧客データの理解 (経歴/属性/行動)
- 紹介が生まれる顧客価値の創造**
満足度を高め「会員→紹介→新規入会」の好循環を生み出す
サービスの鍵
会員継続の理解や
高級データチャート
を向上させる
- 目標共有で強いチームをつくる**
スタッフの育成とモチベーション管理で
部門のパフォーマンスを上げる

マネージャーへの最短ルート
現場スキルから店舗運営力へ。
キャリアのステージを引き上げる

現場スキル → 店舗運営力 → マネージャー

「(FCMテキスト)既に持っている」からこそ Vol.4 が必要になる5つの理由

Vol.4 は、ビジネス環境の変化に対応し、VOL.3までにはない内容が記載されています。

1 多様化モデル(業態別)

業界の多様化する業態に関する記述を充実しています。以下に一部紹介します。

表2 フィットネスクラブにおける業態別ビジネスモデル

業態	女性サーキット トレーニング	郊外型時間貸し制 プール兼クラブ型	標準	運営付複合大	24時間 セルフ型ジム
施設	サーキットジム	スタジオ(2区)、 ジム	スタジオ(2区)、 ジム、プール	スタジオ(2区)、 ジム、プール、 +α(温泉、アリーナ、 ゴルフ等)	ジム (フリーウェイト重視)
立地	人口1.5kmで 1万人以上	人口15万人超 地方都市 ロードサイド	首都圏郊外 駅前立地	首都圏郊外 駅前立地	首都圏駅前 住宅地
種別	テナントビルイン	テナント独立店舗	テナント (内装設備完備)	テナント (内装設備完備)	テナントビルイン
延床面積	130㎡	1155㎡	2970㎡	3960㎡	330㎡
月会費	5500円	月4000円、 10分100円	7929円	7929円	6500~9000円
年間人口	1万人	15万人	15万人	15万~20万人	15万人
会員数	270名	2300名	3500名	4500名	700名
売上 (3年目)	1882万円	1億3620万円	3億9217万円	5億円	6126万円
経費	1518万円	9678万円	3億1580万円	3億6666万円	4632万円
収益	364万円	3942万円	7629万円	1億3428万円	1494万円
利益率	19.40%	28.90%	19.50%	36.60%	24.40%
出店形式	既存ビルにテナントと して入る。経費にはFC 料など(5%)を含む	賃料は空き物件賃 料。経費にはFC料 (約7.5%)を含む	テナントで入るが、購 物は内装を含めてオー ナーに設計を依頼して 建ててもらふ	テナントで入るが、購 物は内装を含めてオー ナーに設計を依頼して 建ててもらふ	FC料(7.5万円~30 万円/月)

注1)上記表の売上は、月会費×会員数×会費外の売上(3年7期を算出)。
注2)本表はあくまでもある時点でのモデルとなる利益構造を示したもので、各業態はその時点での外装環境やそれに伴う施設水準、64㎡は各業態の導入方式により異なることがある。出典:小宮2015年をもとに、本書が2021年改訂

2023年のフィットネス業界の施設(左
表の業態)数は7,780となる。

また、同年の新規開設施設数は下表の
通り、圧倒的にジム型が多い。

業態	新規開業数
サーキット	6
スタジオ+ジム	4
総合型	12
スタジオ	68
ジム	719
合計	809

1 多様化モデル(新節追加)

近年、注目されている公共関連ビジネス、パーソナルト
レーニングジム、介護予防(一般介護予防事業)につ
いて、新しい節を追加し、実務者に執筆いただいてま
す。その一部を紹介します。

フィットネス産業における公共関連ビジネス

1. PPP	行政と民間で公共サービス提供
2. 指定管理者制度の戦略	指定管理施設運営上の注意点
3. PFIの潮流Park-PFI	公園内にフィットネス施設開設可
4. 学校体育との連携	スイミングでの双方メリット
5. 総合型地域スポーツクラブ との連携	部活動の地域移行、地域スポーツ振 興へ民間のマネジメント力有用

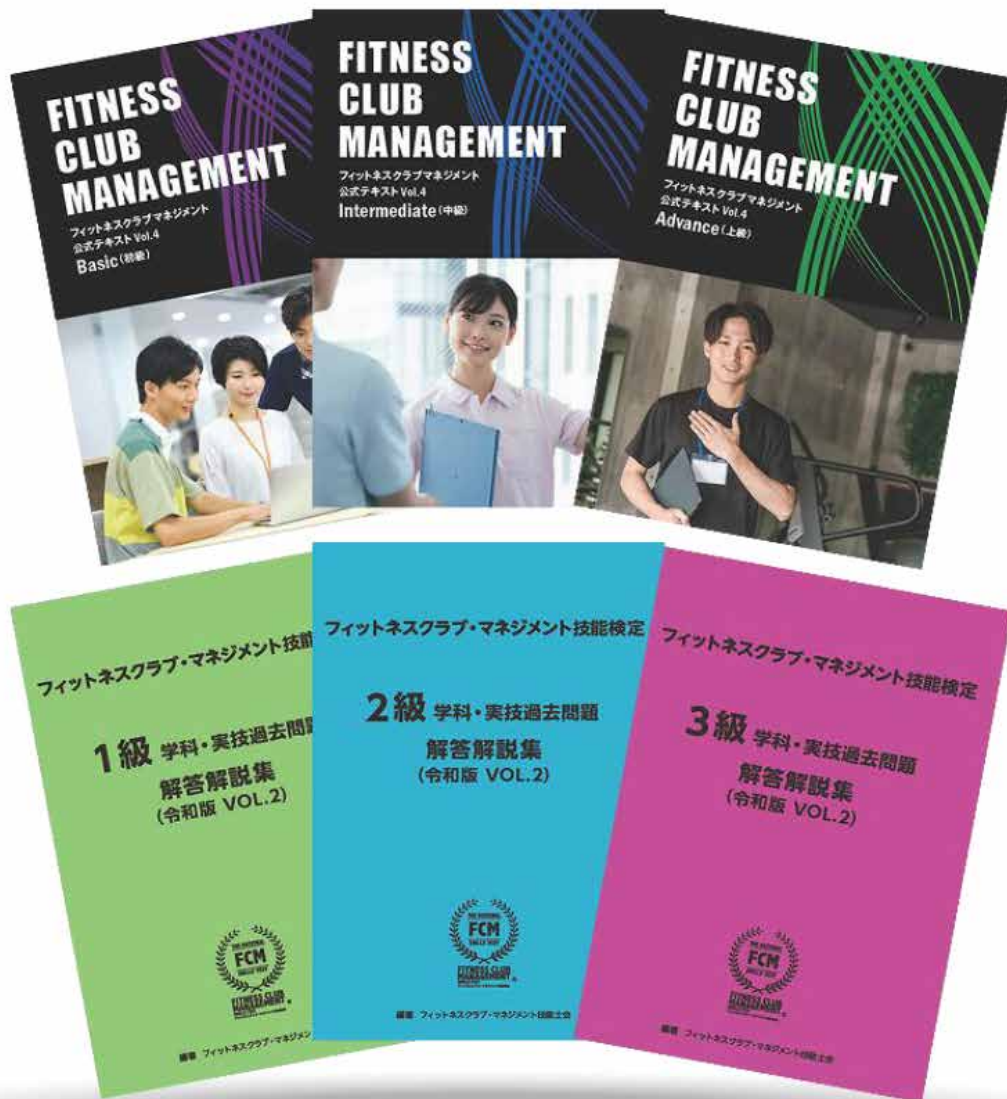
パーソナルトレーニングジム

1. 開発・開業	立地選定・事業計画・施設設備
2. フランチャイズ	本部と加盟店、加盟店間の関係
3. 運営	会員継続・人的資源・設備・セールス

介護予防(一般介護予防事業)

1. 高齢者社会における介護予防	健康寿命の延伸
2. 一般介護予防事業	要支援認定者とその支援者
3. フィットネスクラブでできる介 護予防事業	介護予防。フレイル予防へ運 動・栄養・地域参加

一部紹介した内容の全てが、
以下のテキストに記載されています。



購入はこちらから



<https://fia.or.jp/text/>

次の発行は2028年予定、
2025年～2027年はこの本!

試験勉強だけではなく、
日頃の仕事や研修に使えます!

Health & Fitness Association グローバルレポート

ここに紹介するトピックスは、
HFAとFIAの提携によりHFAがリリースしたレポートの一部を要約して紹介する、
海外フィットネス関連情報です！

インドのフィットネス市場、 2030年までに倍増へ

デロイト トーマツ グループは、ヘルス&フィットネス協会（HFA）と共同で
「インドフィットネス市場レポート2025」を新たに発表した。
世界最大の人口を抱えるインドが5兆ドルの経済目標達成に向けて前進する中で、
フィットネス業界は同国のウェルネス推進において中心的な役割を果たすことが期待されている。

インドのフィットネス経済は、世界
で最も急速に成長している市場の一つ
として台頭しており、収益は2024年
の16,200億ルピー（19億米ドル）か
ら2030年には37,700億ルピー（45
億米ドル）へと倍増以上になると予想
されています。

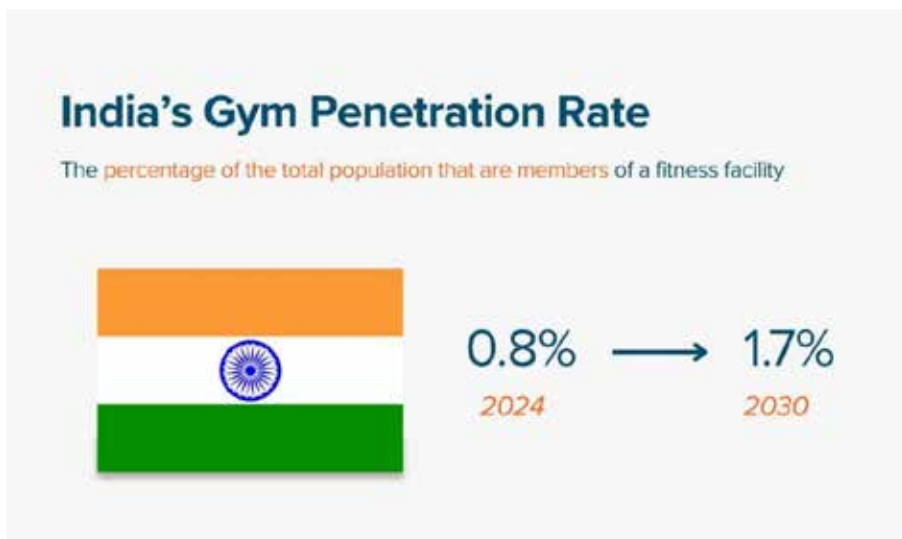
デロイト トーマツ グループは、ヘ
ルス & フィットネス協会（HFA）と
共同で「インドフィットネス市場レポ
ート2025」を新たに発表しました。
このレポートによると、これは年平均
15%という堅調な成長率を示してい
ます。

主な調査結果

未開拓の機会：インドの18～62歳
の人口9億5,600万人のうち、身体活
動が活発な人のうち、有料のフィット
ネス活動に参加しているのはわずか
15%です。

セグメント別の成長：現在、低価格
ジムが主流であり、会員数の78%、
施設数の80%を占めています。しか
し、プティックスタジオは最も急成長
を遂げているセグメントであり、
2030年まで年間約19%の成長が見込
まれています。

市場集中度：ムンバイ、デリー首都
圏、バンガロールを含む上位10都市
は、業界収益の56%を占めていま
すが、施設数ではわずか31%にとど
まっています。



（インドにおける参加率）

インドのフィットネス市場は、健康意識の高まり、技術革新、そして消費者の意識変化を背景に、急速に変化しています。可処分所得の増加、都市化、人口動態の好転、そしてフィットネス文化の浸透は、本レポートで捉えられている勢いを支えており、巨大な可能性と今後の課題の両方を浮き彫りにしています。

インドには現在、約1,230万人のフィットネス会員がいますが、会員浸透率は成人人口のわずか0.8%に過ぎず、市場の大部分は未開拓のままです。2030年までに会員数は2,330万人に増加し、浸透率は1.7%を超えると予測されています（図参照）。

「市場は2030年までに2倍以上に拡大すると見込まれていますが、18歳から62歳までの約8億2,000万人のインド人が依然として全く運動をしていないため、未開拓の機会が際立っています」と、デロイト トーマツ インドのパートナー、プラビン・ゴビンドウ

氏は述べています。

「次の成長の波は、施設の開設だけでなく、小規模な都市、女性、低所得世帯にもリーチできる、包括的で手頃な価格のコミュニティ主導型モデルの構築が鍵となるでしょう」

HFAの社長兼CEOであるリズ・クラーク氏は、「インドは、今日の世界のフィットネス業界において、最も刺激的な成長機会の一つです。継続的なイノベーション、戦略的投資、そして支援的な公的政策があれば、インドのフィットネス業界は、経済的に大きな利益をもたらし、何百万人もの人々の健康状態を改善することができます」と付け加えています。

より広範な経済活動に寄与

このレポートでは、インドのフィットネスがジムでのワークアウトを超えて、不動産、アクティブウェア、栄養、ウェルネスツーリズム、デジタルプラ

ットフォームなどの関連セクターを活性化する“ライフスタイル経済”へと進化していると指摘しています。

可処分所得の増加と健康志向の高い若者層を背景に、世界最大の人口を抱えるインドが5兆ドルの経済目標達成に向けて前進する中で、フィットネス業界は同国のウェルネス推進において中心的な役割を果たすことが期待されています。

「インドは、今日の世界のフィットネス業界において、最も刺激的な成長機会の一つです。継続的なイノベーション、戦略的投資、そして支援的な公的政策があれば、インドのフィットネス業界は、経済的に大きな利益をもたらし、何百万人もの人々の健康状態を改善することができます」（HFA 社長兼CEO リズ・クラーク）

《※データ収集方法》

インドフィットネス市場レポート2025は、デロイト トーマツ インドがヘルス&フィットネス協会（HFA）と共同で作成しました。一次調査と二次調査の両方に基づき、このセクターの包括的な見解を提供しています。市場規模の一貫性を確保するため、分析は商業フィットネス施設に限定し、無料の公共ジム、ホテル施設、企業のウェルネスセンターは除外しています。

一次データ収集では、インド全土の施設のウェブスクレイピング、消費者およびチャネル調査、オーナー、トレーナー、マネージャーへのインタビューなど、複数のアプローチを組み合わせ、現場のビジネス動向を把握しました。

二次データ収集では、業界レポート、政府データベース、市場調査出版物の分析を行い、一次調査結果を補完・検証しました。



（インドにおける2024年から2030年にかけての成長予測:売り上げ・会員数・施設数）

業界関連ニュースをイッキ読み!

(2026年2月の報道記事より)

パソナG、 淡路島で健康テーマの長期滞在型施設 6月開業

パソナグループは、兵庫県・淡路島で健康をテーマにした長期滞在型施設「THE PASONA natureverse retreat(ザパソナネイチャーバースリトリート)」を6月に開業すると発表。食事や運動、睡眠を通じて心身の健康を整えるプログラムを提供する。

フィットネスジムや海上ステージなどを設け、神戸大学医学部附属病院や館内併設のクリニックと連携し、診療なども受けられ、健康への関心の高い国内外の富裕層の需要を開拓する。

若本CEOは「未病という視点から、新たなウェルビーイング(心身の健康と幸福)産業のモデルを淡路島から創出していきたい」と意気込む。

滞在中利用客ごとの担当ファシリテーター(促進役)が、運動や休息リズムなどを助言。健康寿命を延ばす「未病」を目的に、海水などを使ったタラソセラピー(海洋療法)などのプログラムも提供する。

(2026年2月4日／日本経済新聞)

JPホールディングス「学童施設を倍増」

小学校入学の子供を学童に預けられず、保護者が仕事と育児を両立しにくくなる「小1の壁」が課題になるなか、保育大手のJPホールディングスが学童保育拠点の増設を進め、運営する学童施設数を30年までに自治体施設の運営自宅を含めて200カ所に倍増させる予定。近年は、乳児期から小学生まで一貫した保育が求められることから、新設学童施設は自社の保育施設の近くに設ける。

公設公営が多い放課後学童施設だが、自治体の財政が厳しくなる中、運営を民間に委託する動きも増えている。少子化で中長期的な市場環境は厳しいが、自治体の施設では小学校低学年しか受け入れられないところも多く、6年生まで希望者皆が入れるようになるには年数が必要で、民間学童事業は当面成長が続くとみる。

着目点と差別化ポイントは――、

- ★ 多様な職業の社会人から仕事の話聞き、子供たちが将来の目標を考える機会。
- ★ 小学3年からの英語必修化もあって英語を体験させたい保護者は多いので、指導に英語を併用する。
- ★ 従来の学童は子供が漫画を読むだけの場所にとどまりがちで、保護者の不満は大きい。長い時間を過ごす学童施設で社会で生き抜く力を育てる質の高い保育に取り組む。

(2026年2月16日／日本経済新聞)

ソニー系がフィットネスサービス 自宅からアバターで参加

ソニーマーケティングは、スマートフォンで参加できるフィットネスサービス「アバターフィットパーティーforセントラルスポーツ」を3月から始めると発表。参加者はアバター(分身)を通じてインストラクターに動き方の指導をリアルタイムで受けられる。

セントラルスポーツと連携し、ヨガやダンスなど4種類のレッスンを用意。月額3400円で1回30分のレッスンを毎月4回受けられる。在宅勤務や子育て中でジム通いが難しい層からの需要を見込み、3000人の会員獲得を目指す。

利用には頭と腰、両手足につけて、利用者の動きを

業界関連ニュースをイッキ読み!

捕捉しアバターで再現するためのソニーのセンサー「モコピ」が必要。月額とは別に4万9500円で購入するか、現在配布されている割引券を使えば月額2750円でレンタルできる。

身長と体重を登録し、13体あるアバターから1つ選んでレッスンに参加する。素顔や体形をさらす必要がないため、身なりに気を使う必要がなく、気軽に参加できる。インストラクターはアバターの動きをみて、姿勢などをアドバイスする。終了後には消費カロリーが表示される。

セントラルスポーツは「着替えが手間、人に見られない、スポーツクラブの人間関係が面倒といった心理的ハードルが(ジム通いが)続かない要因だった」とし、新サービスがこれらを解消できると説明する。

(2026年2月16日／日本経済新聞)

学童保育施設、共働き世帯の需要受け 多様な学びの機会提供

首都圏で特色あるプログラムを提供する学童保育施設が増えている。

共働き家庭は平日に子どもに習い事をさせることが難しい場合もある。子どもを預かる役割に加え、多様な学びの機会を提供する施設が注目されている。また、学校で体験しづらいプログラムを学童施設に求める保護者も多い。学童で充実すべき内容を保護者に尋ねた調査では、創作活動、食育、社会科見学など非日常的な体験・活動の割合が23%と最も高かった。

＊外国人による英語学習(東京都目黒区)

区では海外で教員免許を取得した外国人が学童で働けるようにして英語によるプログラムを実施する。英語を体験させたいという保護者の要望は強いが、このような施設は少なく東京都の調査では、外国語学習を実施する施設は8%にとどまる。

＊千葉県流山市の施設は探究学習を充実

力を入れているのは探究学習。学期ごとに大きなテーマを決め、科学やキャリアなどの視点から毎日30～40分間学ぶ。テーマの選定には保護者アンケートの要望も反映。宇宙をテーマにした時は、子どもたちによる実験、近隣で宇宙関係の仕事をしている人の講演なども交えた。月額利用料は週3回で5万5550円。運営会社社長は「学童は保護者がいない間の居場所ではなく、教育の場という認識に変えていきたい」「年間1200時間ある放課後の時間を、学校の勉強に縛られない学びの多い時間にしたい」と話す。

＊横浜市の「スポーツ学童」

2年前から近隣の屋内キッズパークや幼稚園を借り、鉄棒やトランポリン、バック転の指導をする。料金は週1回1万5千円からで現在は週3回の実施だが、4月から週5回に拡大する。都の調査では、小学生が学童に望む活動で最も高かったのが、鬼ごっこやスポーツなど体を動かす遊び(62%)だった。

都市近郊では学童を希望する共働き世帯が多く、そもそも学童に入れないケースもある。都の学童の待機児童は4年連続で増え、24年は3731人に上った。学童に希望通り入れた場合でも、体験活動をあまり提供しない施設もある。受け入れ可能な「量」の確保に加え、子どもの成長に資する「質」の拡充も求められる。

(2026年2月26日／日本経済新聞)